

## 貯蓄預金規定

### 1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影（または記入された署名・暗証）と届出の印鑑（または署名鑑・暗証）との照合手続を受けたものにかぎります。

### 2. (預金の払戻し)

この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）してこの通帳とともに提出してください。

### 3. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

※この他、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

## I 型規定

### 1. (払戻回数超過手数料)

- (1) 毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その回数をこえるそれぞれの払い戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
- (2) 前項の払戻回数手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻回数超過手数料金額と払戻請求金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはしません。

### 2. (自動支払い等)

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は40万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- ①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間  
当該期間における店頭掲示の「基準残高以上利率」
- ②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間  
当該期間における店頭掲示の「基準残高未満利率」

この他、前記の貯蓄預金規定を参照ください。

以上

## Ⅱ型規定

### 1. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を、給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

### 2. (利息)

(1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当組合所定の日に、この預金に組入れます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」という。)は20万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

①毎日の最終残高が基準残高以上となった期間

当該期間における店頭掲示の「基準残高以上利率」

②毎日の最終残高が基準残高未満となった期間

当該期間における店頭掲示の「基準残高未満利率」

この他、前記の貯蓄預金規定を参照ください。

以 上